

# 市税の猶予制度の申請手続について

## 猶予の要件

### ○徴収の猶予(地方税法第15条)

#### ・災害等による場合

次のいずれかに該当する場合において、市税を一時に納付(納入)ができないと認められるとき

- ①納税者又は特別徴収義務者(以下「納税者等」という。)が、その財産につき、震災、風水害、火災、その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき
- ②納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ③納税者等がその事業を廃止し、又は休止したとき
- ④納税者等がその事業につき著しい損失を受けたとき
- ⑤その他上記①～④に類する事実があったとき

#### ・課税遅延による場合

法定納期限(随時課税の場合は、課税できることとなった日)から1年を経過した日以後に納付(納入)すべき市税の額が確定した場合において、その市税を一時に納付(納入)できない理由があると認められるとき。

### ○換価の猶予(地方税法第15条の6の2)

次の要件すべてに該当するとき

- ①市税の納付(納入)について誠実な意志があるとき(※1)
- ②納付(納入)すべき市税について徴収猶予又は換価の猶予(職権による換価の猶予の場合は、徴収猶予又は申請による換価)の猶予を受けていないとき
- ③事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき(※2)

※1 「市税の納付(納入)について誠実な意志を有すると認められる」とは、その市税を優先的に納付(納入)する意思を有していると認められる事ができることをいいます。

※2 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお、徴収金を一時に納付(納入)することにより、事業を休止し又は廃止させるおそれがある場合などをいいます。また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付(納入)することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

## 申請の手続

### ○提出する書類

- ①「徴収・換価猶予(期間延長)申請書」
- ②「財産目録」及び「収支の明細書」  
猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、「財産目録」及び「収支の明細」に代えて「財産収支状況書」を提出してください。
- ③「担保提供書」及び担保の提供書に関する関係書類
- ④災害などの事実を証する書類(徴収猶予の場合)  
罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

災害等による書類の滅失、病気等による入院など添付すべき書類を提出することが困難なときは、お問い合わせください。

### ○申請の期限

- ①徴収の猶予:災害等による場合は申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。(課税遅延による場合は納期限までに申請してください)
- ②換価の猶予:猶予を受けようとする市税の納期限から6月以内

## 猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、猶予の許可・不許可を通知します。猶予が許可された場合は、送付される「徴収・換価猶予(期間延長)決定通知書」に記載された分割納付(納入)計画に記載された内容のとおり納付する必要があります。

## 担保の提供

猶予の申請をする場合においては、以下の要件に該当する場合には原則担保を提供する必要があります。なお、地方税法により担保として提供することができる主な財産の種類についても以下のとおりです。

- ・担保を提供する必要がある場合(①②全てに該当する場合)
  - ①猶予を受ける金額が100万円を超える場合
  - ②猶予を受ける期間が3か月を超える場合
- ・主な担保の種類
  - ①国債や小樽市が確実と認める上場株式などの有価証券
  - ②土地、建物
  - ③小樽市が確実と認める保証人の保証

## 猶予期間及び範囲

猶予を受けることができる期間は納付できないと認められる金額を限度として、1年(※)の範囲内で申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができる期間に限られます。なお、換価の猶予を受ける場合は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、既に受けている猶予に最大1年間の延長を申請することができます。(但し、やむをえない理由を審査する必要があります)

## 猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消されます。

- ①「徴収・換価猶予(期間延長)決定通知書」に記載された分納計画のとおり納付(納入)がない場合
- ②猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合など

・このリーフレットの内容は、平成28年4月1日以降に行う猶予の申請について適用されます

※詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

小樽市財政部納税課収納グループ TEL0134-32-4111(内線251~254)